

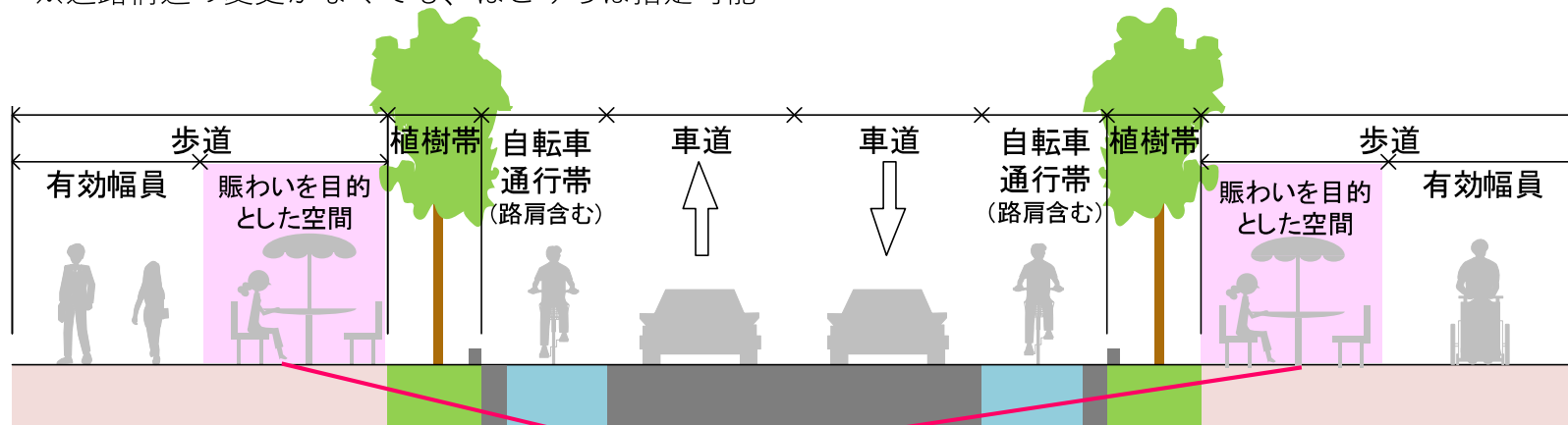
道路法等の一部を改正する法律(R2.5.27公布、R2.11.25施行)により、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設。「**歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)**」として指定した道路では、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間の構築を可能とする等を規定。

歩行者利便増進道路は、「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」を目指すものであり、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を指定するものです。

【構造基準に関する特徴(メリット)】

- ・車線を減らして歩道を拡げるなどして、歩道等の中に(通行区間とは別に)**歩行者の滞留・賑わい空間を定める**ことが可能となります。

※道路構造の変更がなくても、ほこみちは指定可能



歩行者の利便増進を図る空間

歩行者の利便の増進や、地域の活力の創造といった歩行者利便増進道路の目的をより効率的に達成するため、また、必要に応じて民間事業者等による歩行者利便増進施設等の整備を認めていくために、**占用特例制度**と**公募占用制度**を創設。

■ 占用特例制度

- ・ 歩行者利便増進道路のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するための区域（利便増進誘導区域）を指定した場合、当該指定した区域内におけるこれらの施設等の占用については、**占用特例を認める**こととしました。
- ・ 占用特例とは、対象区域内において、**無余地性の基準にとらわれず**歩行者の利便増進のために必要な機能を配置することができることを意味します。

■ 公募占用制度

- ・ 利便増進誘導区域（特例区域）において、公募により占用者を選定することが好ましい歩行者利便増進施設等については、より歩行者の利便の増進に資するものを選定し、道路の適切な場所への設置を誘導するという観点から、**複数の占用希望者からの提案**を踏まえ、通常の道路占用許可（5年）より**長期間（最長20年）**にわたり、より積極的に占用許可を認めることができることとしました。

【道路占用に関する特徴（メリット）】

- ・ 指定道路内に定めた利便増進誘導区域（特例区域）では、道路占用許可が柔軟に認められます。

⇒“無余地性”の基準が除外され、**カフェやベンチ等の占用物件が置きやすくなります。**

- ・ 道路空間を活用する者（=占用者）を公募により選定することが可能になります。

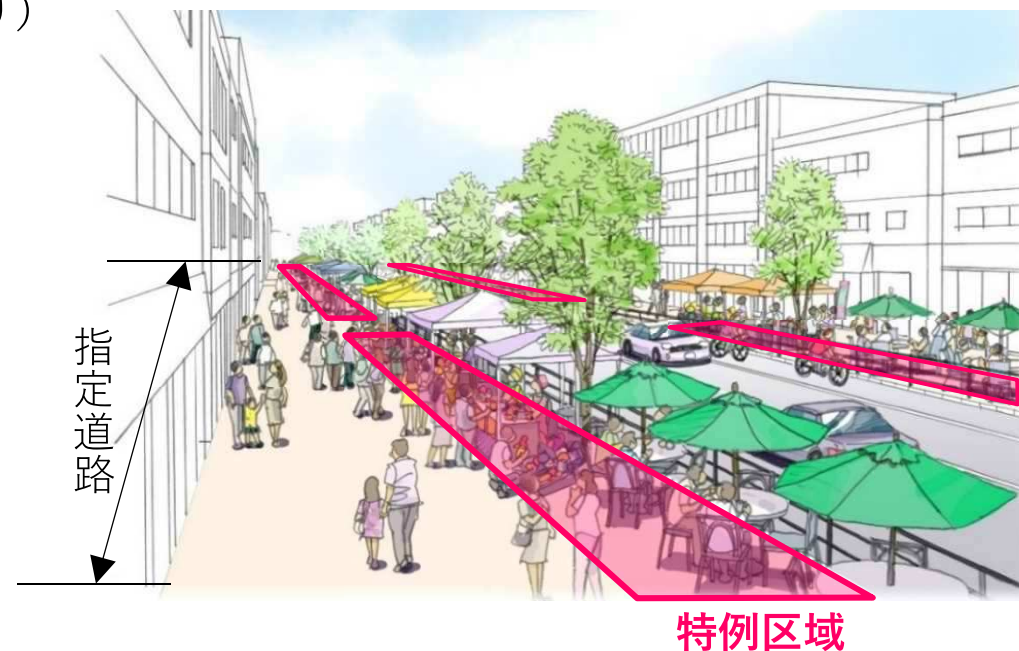
この場合には、最長20年の占用が可能となります（通常は5年）

⇒**民間の創意工夫を活用した空間づくり**が可能となります。

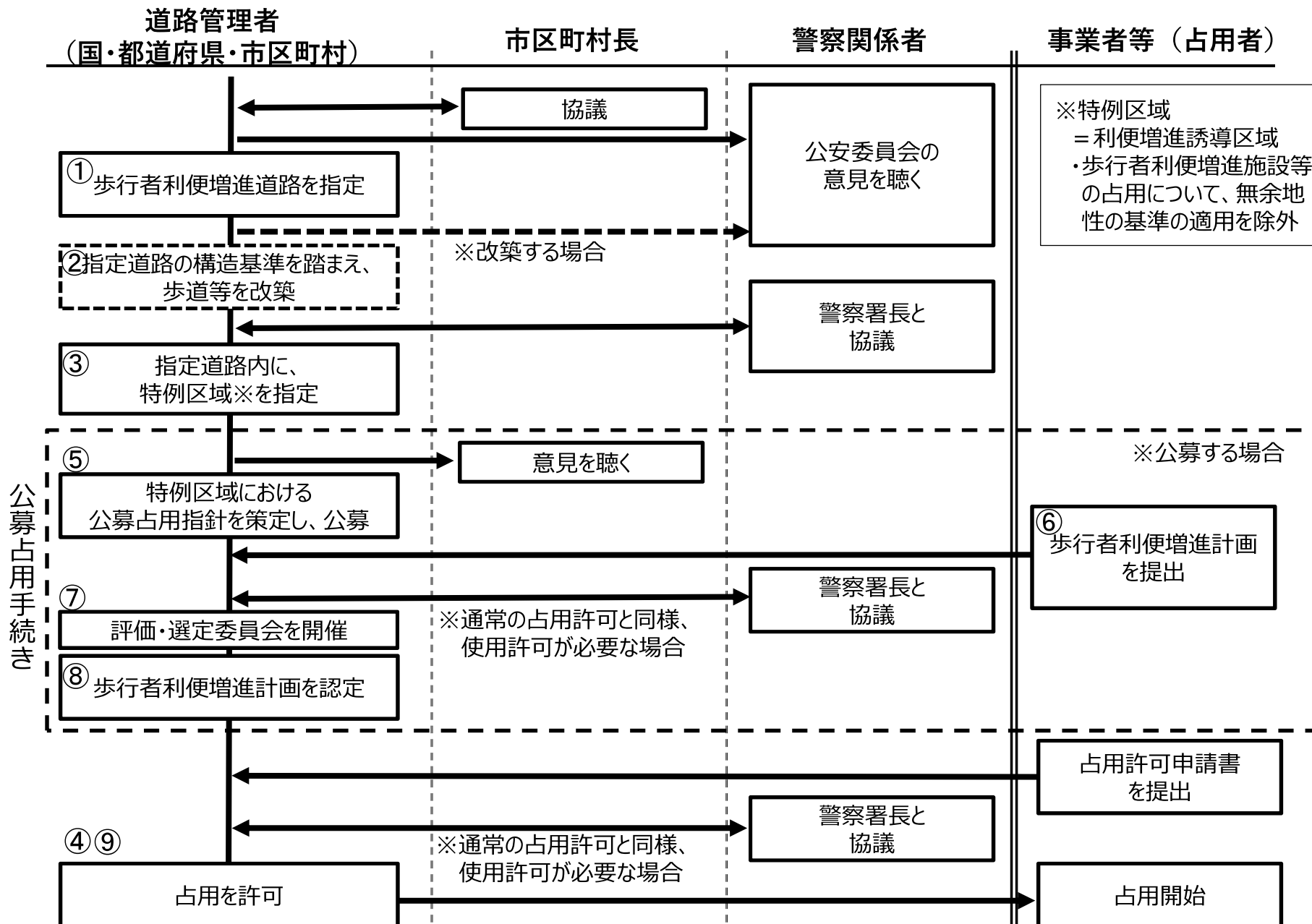
⇒テラス付きの飲食店など、**初期投資の高い施設も参入しやすくなります。**

⇒従前から占用されている場合等は、公募を行う必要はありません。

（ただし、占用期間は通常どおり）



歩行者利便増進道路制度の流れ



歩行者利便増進施設等は、設けられる**施設の種類**、**設置の要件**が決められています。(道路法施行令第16条の2関係)

【1】歩行者利便増進施設等の種類

・歩行者利便増進施設等は、**歩行者の利便の増進に資する**施設として定める以下のものです。

- ア. 広告塔、看板
- イ. ベンチ、街灯
- ウ. 標識、旗ざお、幕、アーチ
- エ. 食事施設、購買施設
- オ. レンタサイクル用の自転車駐車器具
- カ. 集会、展示会等、催しのために設けられるもの
 - ・ 広告塔、露店、商品置場、看板、旗ざお、幕、アーチ

【2】歩行者利便増進施設等の要件

・歩行者利便増進施設等の占用特例が適用されるためには、以下の**全ての要件に該当**する必要があります。

- ア. 利便増進誘導区域内に設けられるものであること
- イ. 歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となる清掃などの措置が講じられていること
- ウ. 道路法第33条第1項の政令で定める基準に適合すること



看板 (デジタルサイネージ) (新宿区)



看板 (三宮中央通り・神戸市)



ベンチ (神戸市)



食事施設 (すわろうテラス・札幌市)



自転車駐輪器具 (新潟市)

道路管理者は歩行者利便増進施設等の**占用の場所の基準**への適合を確認する必要があります。(道路法施行令第10条、第11条の7及び第11条の10関係)

■占用の場所

- ・歩行者利便増進施設等の占用の場所は、次のように取り扱うものとします。
ただし、点線の部分は、利便増進誘導区域の指定の際に既に確認していますので、歩行者利便増進施設等が利便増進誘導区域内に設けられることが確認できれば、これらの基準を改めて確認する必要はありません。
- ア. 地面に接する部分は、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない車道以外の道路の部分
- イ. 上空の看板やひさし等は路面から適切な離隔距離を確保
- ウ. 原則、道路の交差点、接続部、屈曲部には設けない
- エ. 歩道橋、地下通路等に設ける場合は、これらの通路等の設置目的を害さない場所で、かつ、これらの通路等の構造上安全な場所
また、これらの通路等に食事施設、露店などを設置する場合は、**建築基準法、消防法などに抵触しないこと**
- オ. 視覚障害者誘導用ブロックとの間に十分な離隔を確保すること



歩行者利便増進施設等は車道以外の部分に設置



原則、交差点等には設けない

道路管理者は歩行者利便増進施設等の**構造の基準**への適合を確認する必要があります。(道路法施行令第12条関係)

■歩行者利便増進施設等の構造

- ・歩行者利便増進施設等の構造は、次のように取り扱うものとします。
 - ア. 歩行者利便増進施設等の規模は**必要最小限**とし、意匠・構造・色彩は、**信号機や道路標識などを妨げず、車両の運転に危険、妨害を生じさせないこと**。景観形成広告塔等は**音声を用いない**
 - イ. 歩行者利便増進施設等の設置により道路上に**死角を生じさせないこと**。死角が生じる場合は、死角から車道への飛び出しを防止する安全策を講じること
 - ウ. **維持、更新等の作業**の際、交通に影響しないこと
 - エ. 広告塔、看板、標識、旗ざお、幕、アーチなどについては、**歩行者が著しく路上に滞留する、車両の運転や速度に影響を及ぼす等**、交通に支障を生じさせないこと
 - オ. 景観形成広告塔、イベント用広告塔等については、**表示部分が車両の運転者から見えにくくすること**
 - カ. 食事施設やイベント施設等は、**倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水等**により、道路の構造や交通に影響しないこと
- 危険なもの、悪臭、騒音等を発するものは認められない



車両の運転者の視野を妨げない

道路管理者は歩行者利便増進施設等の**占用主体の基準等**への適合を確認し、必要に応じて**占用許可の条件**を付す必要があります。

【1】 占用主体

- ・ 占用主体は、占用区域内の**点検、清掃等を的確に行える者**に限り限り認めます（道路管理者が点検、清掃等できない場合）
- ・ **暴力団などの反社会的勢力に属する者**は占用主体になれません

【2】 占用許可の条件（必要に応じて付される条件）

- ・ 歩行者利便増進施設等の**定期的な点検等**を実施し、必要な時は速やかに**改修等の措置**を行うこと
- ・ 標識、広告塔等の**表示内容は公序良俗に反しない**こと
- ・ 食事施設、露店等に多数の来客が見込まれる場合、道路の交通等に支障を及ぼさないよう、**駐車場の確保、行列の整序等、必要な措置**を講ずること

【3】 その他（食事施設等、イベント施設等）

- ・ **特定の者のみを対象とした**物品の販売、サービスの提供を行わない
- ・ **公序良俗に反し、社会通念上不適当なもの**の売買、サービスの提供を行わない
- ・ いたずらや強風による商品等の散乱や落下等の事故を防ぐため、**夜間や強風時には屋内への収納や一時的な撤去などの適切な管理**がなされること



民間事業者による道路の清掃活動
（足立区）

出典：足立区HP

**歩行者利便増進施設等の設置にあわせて道路維持管理への協力が行われる場合、
占用料は減額されます。**

歩行者利便増進施設等の設置に併せて、占用主体が道路維持管理の協力（**占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など**）を行う場合、**占用料の額の90%を減額するもの**とします。

ただし、この減額率を適用する場合、別に定める減額率は適用しないものとします。

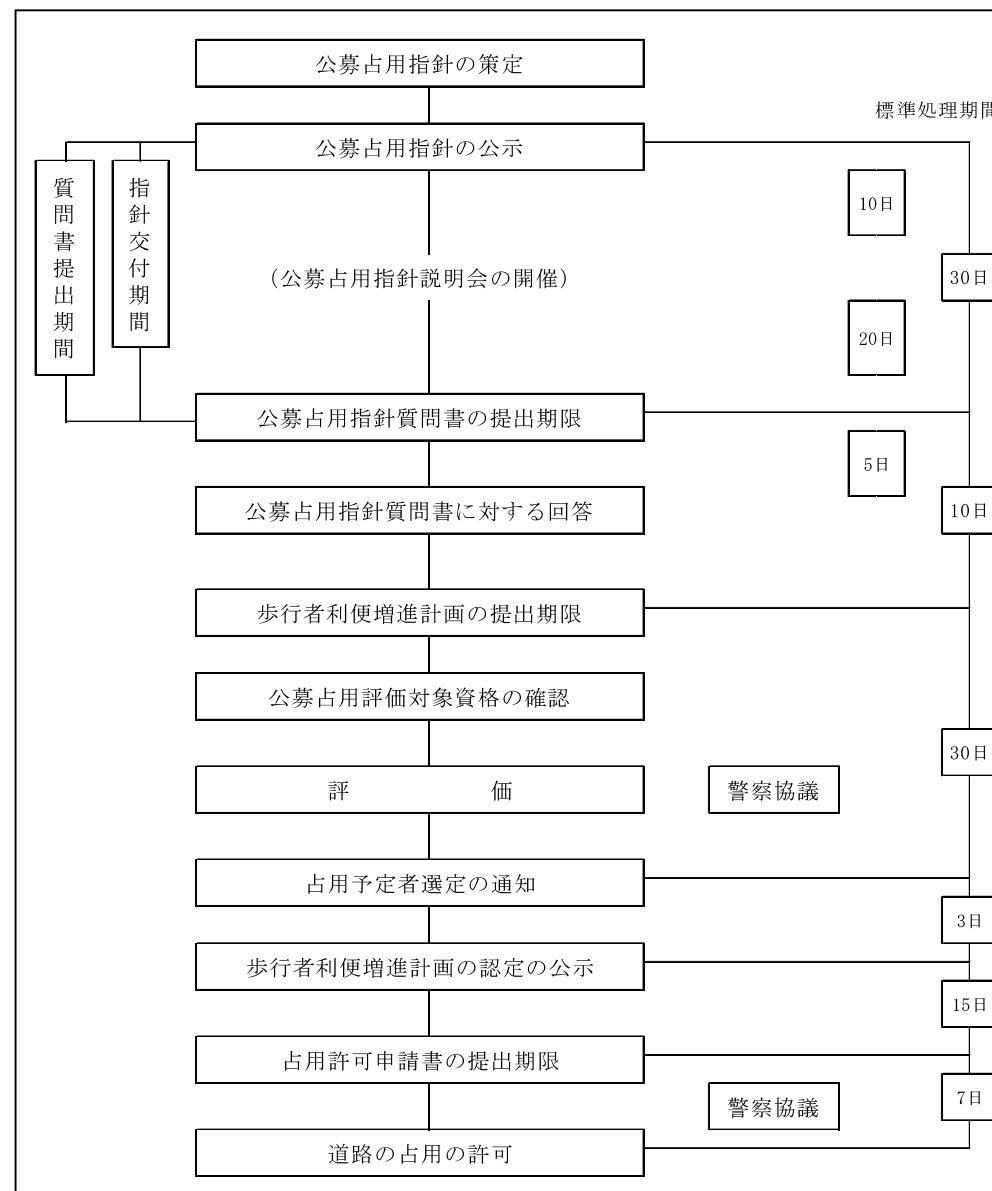
⑤公募占用手続の流れ

公募占用は、公募により民間の創意工夫を発揮させ、長期間の認定を与えることにより、設備投資しやすくなることにより、歩行者の利便の増進を図る上で特に有効である歩行者利便増進施設等について、実施することとします。

そのためには、当該区域における歩行者のニーズを的確に把握した上で実施することとします。

公募占用関係事務に係る標準処理期間については、右図のとおり

なお、標準処理期間は、処理に要する期間の目安を定めるものであり、期間内に処理を完結すべき義務を発生させるものではありません。



公募占用における手続フロー

(参考)歩行者利便増進施設等として認められる物件

歩行者利便増進施設等として認められる物件の例	道路法施行令第16条の2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告塔 ・ ベンチ ・ 街灯 ・ 電飾、提灯、ランプ ・ フラワーポット ・ 音響機材（スピーカーなど） 	第1号、第2号 第6号イ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 看板 ・ 標識 ・ 旗ざお ・ 幕 ・ アーチ 	第1号、第3号 第6号八
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事施設 ・ 購買施設 （テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む。） 	第4号
<ul style="list-style-type: none"> ・ レンタサイクル用の自転車駐車器具 	第5号
イベントのために設けられる <ul style="list-style-type: none"> ・ 露店 ・ 商品置場 ・ ステージ、やぐら、観客席 （テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む。） 	第6号ロ

※ 青字は、施行令に明記されていないが、道路占用が認められ得る物件の例。

※ 施行令第16条の2第1号から第5号までに規定されているものは、第6号に規定されていなくても、イベントのために設けることは可能。

これまでに道路占用が認められた物件(広告塔、看板、旗ざお)



沿道建物と調和した広告塔 (大阪府大阪市)
写真出典：日本みち研究所



デジタルサイネージ (看板)
(東京都新宿区)
写真出典：新宿区



三宮中央通りオープンカフェ看板
(兵庫県神戸市)
写真出典：神戸市、
(一財)神戸すまいまちづくり公社
広報資料



高崎まちなかオープンカフェにおける旗ざお
(群馬県高崎市)
写真出典：高崎商工会議所

これまでに道路占用が認められた物件(ベンチ)



葺合南54号線歩道を拡幅しベンチを設置（兵庫県神戸市）
写真出典：

<https://www.city.kobe.lg.jp/a55197/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/kobetoshin/toshinfaq.html>



花園町通り賑わい・憩い空間づくり（愛媛県松山市）
写真出典：<https://sotonoba.place/hanazonomachi-matsuyama>

これまでに道路占用が認められた物件(電飾・提灯・ランプ) 国土交通省



花園町通り賑わい・憩い空間づくり (愛媛県松山市)
写真出典：松山市、日本みち研究所



はこだてイルミネーションファンタジー(北海道函館市)
写真出典：
https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/event/sen_eve_n03.html

これまでに道路占用が認められた物件(食事施設)



すわろうテラスの食事施設（北海道札幌市）

写真出典：

<https://www.nomurakougei.co.jp/achievements/detail/104>

<https://sapporo-sokuho.com/archives/16882725.html>



左) オープンカフェ1号店、右) オープンカフェ2号店
(東京都新宿区MOA4番街)

写真出典：https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/kotsu01_001047.html

これまでに道路占用が認められた物件(テーブル・椅子)



久屋大通 (愛知県名古屋市)
写真出典：日本みち研究所



池袋・GREEN BLVD MARKET (東京都豊島区)
写真出典：https://sotonoba.place/ikebukuro_greenblvdmarket_parklet

これまでに道路占用が認められた物件(テント・パラソル)

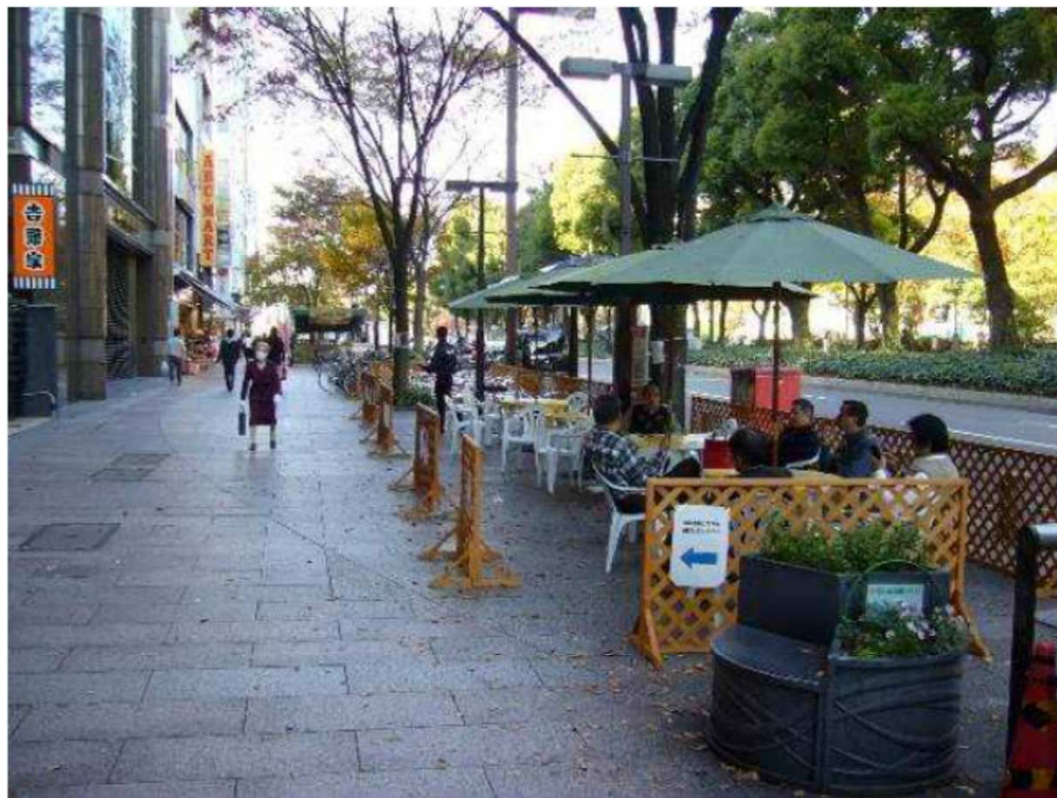


花園町通り賑わい・憩い空間づくり（愛媛県松山市）
写真出典：<https://sotonoba.place/hanazonomachi-matsuyama>



善光寺表参道地区（長野県長野市）
写真出典：長野市

これまでに道路占用が認められた物件(フェンス)



久屋大通オープンカフェ（愛知県名古屋市）
写真出典：日本みち研究所

これまでに道路占用が認められた物件(フラワーポット)



モア4番街オープンカフェ (東京都新宿区)
写真出典：新宿区、日本みち研究所



三宮中央通りオープンカフェ (兵庫県神戸市)
写真出典：神戸市、(一財)神戸すまいまちづくり公社広報資料



高崎まちなかオープンカフェ・コミュニティサイクル
(群馬県高崎市)
写真出典：高崎商工会議所

これまでに道路占用が認められた物件(自転車駐車器具)



歩道上のコミュニティサイクルの駐車スポット (群馬県高崎市)
写真出典：<https://omakase-answer.com/blog/2013/11/taka-chari-%E9%AB%98%E3%83%81%E3%83%A3%E3%83%AA/>



路上のパーキングメーターを撤去した駐輪場
(新潟県新潟市)
写真出典：<https://www.mlit.go.jp/common/001002220.pdf>